

官房

乙第一四五號

案起 昭和三年十月十日 決定 昭和三年十月十日 施行 昭和三年十月十日



總理府官房

昭和三年十月十日

總理府官房總務課

労働大臣官房總務課宛

官廳所在地及び電話番号送付依頼の件  
十月四日総発第一〇一号を以て御依頼の標記の件

五

別紙一覽表送付致し奉す。



總務第一〇一号

昭和二十二年十一月四日

方 大 臣 官 房 總 務 課



總理廳

總務課 仰中

官廳所在地及び電話番号送付依頼の件  
当省事務遂行上の参考にしたので、御多忙中御手数致ながら、貴  
庁(本廳並びに分局)の所在地及び電話番号表一部御送付願います。

裏面白紙

總理廳  
恩給局

裏面白紙